○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 □ その他（　　）	分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	厚生労働省
	□ 県	担当部局	
	■ その他	名　　称	日本年金機構

件名	**3　日本年金機構から納税者に送付される年金振込通知書への記載内容の改善等について**
提案市	諏訪市
提案要旨	日本年金機構から納税者に送付される年金振込通知書（以下「振込通知」という。）に記載される住民税特別徴収税額に関する箇所について、納税者の誤解を招かないよう改善を要望する。併せて、扶養親族等申告書の内容を確実に反映した源泉徴収票（公的年金等支払報告書）の作成を要望する。
提案理由	振込通知に記載される住民税特別徴収税額が、実際に市町村が特別徴収する税額と異なる場合に、そのような注意書きが不十分なために納税者（年金受給者）が混乱し、問い合わせや苦情が多く寄せられている。 年金受給者が日本年金機構に扶養親族等申告書を提出しても、その内容が十分に反映されず、前年の状況により源泉徴収される事例があり、結果として申告が必要となる状況があり、納税者の二度手間が生じているため、年金振込通知書への記載内容の改善等を要望する。
現況及び課題等	年金からの住民税特別徴収について、自治体が納税通知書を送付するより先に日本年金機構から届く住民税額が記載された振込通知は、振込通知に記載された税額と納税通知書に記載された税額が必ずしも整合しないため、納税者が混乱し、市町村への問い合わせが度々寄せられている。振込通知に記載された税額は、「変更となる場合もある。」との記載があるものの、あくまで予定額であり正しい税額は自治体からの納税通知書を確認してほしい旨の具体的な記載がなく、納税者の誤解を招いている。 扶養親族の異動に伴い扶養親族等申告書を訂正して提出しているにもかかわらず、その内容が反映されていないと申し立てられる事例があり、変更前の内容で源泉徴収票（公的年金等支払報告書）が作成されると、結果として確定申告または住民税申告が必要となってしまう。
法令関係	地方税法、所得税法